

【参照条文】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(昭和二十八年四月十一日法律第三十五号)

(基準及び規格)

第三条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2、3 (略)

(厚生労働大臣との関係)

第五十九条 農林水産大臣は、第二条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止又は第二十三条の規定による禁止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

- 2 農林水産大臣は、第二十四条の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、第二条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二十三条の規定による禁止若しくは第二十四条の規定による命令に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができる。
- 4 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、前三項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

薬事法

(昭和三十五年八月十日法律第百四十五号)

(動物用医薬品の製造及び輸入の禁止)

第八十三条の二 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二条第一項の許可(医薬品の製造業に係るものに限る。)を受けた者でなければ、動物用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。)の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用される第二十二條第一項の許可(医薬品の輸入販売業に係るものに限る。)を受けた者でなければ、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用するために製造又は輸入をする場合その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。

(使用の禁止)

第八十三条の三 何人も、直接の容器又は直接の被包に第五十条(第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

家畜伝染病予防法

(昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号)

(検査、注射、薬浴又は投薬)

第三十一条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

(国の都道府県に対する協力)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせることができる。

動物用医薬品等取締規則（抜粋）

（昭和三十六年二月一日農林省令第三号）

（医薬品の製造及び輸入の禁止の例外）

第七十五条 法第八十三条の二第三項 の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

1～3 （略）

4 国又は都道府県が家畜伝染病（家畜伝染病予防法第二条第一項 に規定する家畜伝染病をいう。）の診断又は予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤（法第十四条第一項 （法第二十三条 において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項 の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。）の製造又は輸入をする場合

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令

（平成十五年六月三十日農林水産省令第七十号）

薬事法（以下「法」という。）第八十三条の三 ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

1～3 （略）

4 家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、又は家畜防疫官が同法第四十六条第一項 の規定により行う同法第六条第一項 若しくは第三十一条第一項 の注射若しくは投薬若しくは第四十八条 の規定により行う同法第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、動物用医薬品等取締規則（昭和三十六年農林省令第三号）第七十五条第四号 に該当する場合において国又は都道府県が製造又は輸入をした生物学的製剤を対象動物に使用するとき